

○厚生労働省告示第八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項
第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー
ビス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用する者とする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（その額が各市町村にお

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)

までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げるる数を合計した単位数

(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

八五、七五○单位

(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者(以下「介護保険給付対象者」と総称する。) 五八、四八〇単位

(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの

る者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

二) (-)
二)に掲げる者以外のもの
四二五六〇単位
四二五六〇単位

(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者を除く

。) 次の(一から四までに掲げる者の区分に応じ
、それぞれ(一から四までに掲げる単位数

(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲

a) ける者の区分に応じ、それぞれ a から d までは掲げる単位数
区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び

(四) 判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)第一条第七号に掲げる区分六をいう。(以下同じ。)に該当する者

b| 区分五(区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者

c| 区分四(区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者

d| 区分三(区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者

e| 介護保険給付対象者(三)及び四に掲げる者を除く。)

(三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者(四)に掲げる者を除く。)次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a| 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

b| 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

c| 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

d| 区分四に該当する者

e| 区分三に該当する者

二六、七二〇単位
一九、三五〇単位
一一、〇二〇単位
一五、一〇〇単位
一一、六九〇単位

(定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)以下「区分省令」という。)第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者
 (二) 区分五(区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者
 (三) 区分四(区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者
 (四) 区分三(区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者
 (五) 介護保険給付対象者(③及び④)に掲げる者を除く。
 (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者(④)に掲げる者を除く。次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
 (一) 区分六に該当する者の中介護保険給付対象者以外のもの
 (二) 区分五に該当する者の中介護保険給付対象者以外のもの
 (三) 区分五又は区分六に該当する者の中介護保険給付対象者であるもの
 (四) 区分三に該当する者
 (五) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(ト)
 (4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(一九、一〇〇単位
 (一) 一一、五四〇単位
 (二) 一四、九一〇単位
 (三) 一四、四九〇単位
 (四) 一四、四九〇単位
 (五) 一一、五四〇単位
 (三) 三三、三一〇単位
 (四) 二六、五七〇単位
 (五) 二一、一二〇単位
 (四) 四七、四九〇単位

| | |
|---|----------|
| (二) (一)に掲げる者以外のもの | 三、九一〇単位 |
| (二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。) | 一六、一六〇単位 |
| (三) 次の(a)から(c)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(a)から(c)までに掲げる単位数 | 七、九六〇単位 |
| (一) 区分六に該当する者 | 一〇、二二〇単位 |
| (二) 区分五に該当する者 | 一六、一六〇単位 |
| (三) 区分四に該当する者 | 七、九六〇単位 |
| (四) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数 | 三、九一〇卖位 |
| (1) 行動援護に係る支給決定を受けた者(口及びハに掲げる者を除く者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数 | 三四、三四〇卖位 |
| (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数 | 二六、四二〇卖位 |
| (3) 区分五に該当する者 | 一九、八七〇卖位 |
| (4) 区分四に該当する者 | 一四、七五〇卖位 |
| (五) 障害児 | 一八、七六〇卖位 |

(削る)

(2) 生活介護サービス費等を算定される者(3)に掲げる者を除く。
。(4) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a| 区分六に該当する者

b| 区分五に該当する者

c| 区分四に該当する者
d| 区分三に該当する者

(削る)

(3) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(4) 及び(3)に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲げる者

者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

(5) 区分六に該当する者

区分五に該当する者

区分四に該当する者

区分三に該当する者

区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下

e| d| c| b| a| 障害児
(削る)
e| 障害児
(削る)
(3) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。)

二、四四〇単位
一八、八二〇単位

一一、二九〇単位
一四、六九〇単位
一八、六六〇単位

二二、四九〇単位

(2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く。

八、八二〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者(4)に掲げる者を除く。
(4) 次の(1)から(6)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数

a| 区分六に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

b| 区分五に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

c| 区分四に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

d| 区分三に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

e| 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下

ホ
(1) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(1)から(2)まで及び(4)から(6)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(2) 及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(1)から(7)までに掲げる者

の区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに掲げる単位数

(3) 区分六に該当する者

区分五に該当する者

区分四に該当する者

区分三に該当する者

区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下

二、四三〇単位
一八、七六〇単位

一一、二六〇単位
一八、八二〇単位
一八、六五〇単位

二二、四二〇単位

八、八二〇単位

。(4) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト)及びチに掲げる者を除く。)

a| 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの

b| 障害児

c| 区分四に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

d| 区分五に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

e| 区分六に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

f| 区分三に該当する者(うち介護保険給付対象者以外のもの)

g| 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下

| | | |
|-----|---|----------|
| (7) | f 下同じ。)に該当する者 | 六、八八〇単位 |
| | 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以 下同じ。)に該当する者 | 六、〇七〇単位 |
| | g 障害児 | 一二、五六〇単位 |
| | 区分六に該当する者 | 二四、一五〇単位 |
| | 区分五に該当する者 | 一六、七八〇単位 |
| | 区分四に該当する者 | 一〇、四八〇単位 |
| | 区分三に該当する者 | 五、五八〇単位 |
| | 区分二に該当する者 | 三、七九〇単位 |
| | f 区分一に該当する者 | 二、九三〇単位 |
| | g 障害児 | 九、四二〇単位 |
| (3) | 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該當す るもの | 二一、二六〇単位 |
| (6) | 住宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第 1の1の住宅介護サービス費の口、二及びホを算定される者(2) から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除 く。)に限る。)であつて、共同生活援助サービス費のイからニ までの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援 助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費の注5の(1)から(3)まで若しくは注9又は介護給付費等 単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助 サービス費を算定される者 | 二、三一〇単位 |

(六) 同じ。)に該当する者
 (四) 区分一(区分省令第一条第一号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者
 (七) 障害児

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(③に掲げる者を除く。)次の(四)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

| | |
|-----------|----------|
| 一二、四二〇単位 | 六、〇〇〇単位 |
| 区分六に該当する者 | 二三、八九〇単位 |
| 区分五に該当する者 | 一六、六〇〇単位 |
| 区分四に該当する者 | 一〇、三七〇単位 |
| 区分三に該当する者 | 五、五二〇単位 |
| 区分二に該当する者 | 三、七五〇単位 |
| 区分一に該当する者 | 二、九〇〇単位 |
| 障害児 | 九、三二〇単位 |

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

ヘ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の口、二及びホを算定される者(口から二まで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定されるもの

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(口に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの

二、二八〇単位

一ビス費の注⁶若しくは注⁷に掲げる単位数を算定されるもの次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)ま

(一) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

| | | |
|-----------------------------|------------------------------|--------------------|
| (二) c b | 区分五に該当する者 区分四に該当する者 | 九一四七〇単位 七、四〇〇単位 |
| 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1 | に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるも | |

(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の|から|cまでに掲げる者の区分に応じ それぞれa|からcまでに掲げる単位数

| | | | |
|-----------|-----------|---|---------|
| c b a | 区分六に該当する者 | 一 | 一、五〇〇単位 |
| | 区分五に該当する者 | 七 | 九三〇単位 |
| | 区分四に該当する者 | 五 | 八二〇単位 |
| | | | |

居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)ま

(一) (-) (二) (二) (三) (三) でに掲げる単位数
区分六に該当する者
区分五に該当する者
区分四に該当する者
九、一八〇単位
五六二〇単位
三五五〇単位

数までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から

(2) (三) 区分四に該当する者
七、三二〇単位
介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

| | |
|-----|---------|
| (一) | 一、三七〇単位 |
| (二) | 七、八四〇単位 |
| (三) | 五、七六〇単位 |

居宅介護に係る支給決定を受けた者（口に掲げる者及び介護保険
給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八
条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助
サービス費の注⁵に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)
までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位

(3) (2) (1)
区分六に該当する者
区分五に該当する者
区分四に該当する者
九〇八〇単位
五六〇単位
三、五一〇単位

分の五以上である場合 百分の百五

二 当該年度の七月に受けた居宅介護等に係る法第十九条第一項に規定する介護給付費等の額を当該居宅介護等に係る法第二十九条第三項第一号に規定する額で除して得た割合

別表第一

| 地域区分 | 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地 | 千分の千百二十 | 割合 |
|--------------|--|---------|----|
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる三級地 | 千分の千九十六 | 千分の千九十六 | |
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる四級地 | 千分の千九十一 | 千分の千九十一 | |
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる五級地 | 千分の千七十二 | 千分の千七十二 | |
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる六級地 | 千分の千三十六 | 千分の千三十六 | |
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる七級地 | 千分の千十八 | 千分の千十八 | |
| | | | |
| 地域区分欄に掲げるその他 | 千分の千 | 千分の千 | |

別表第二

| 年間支給決定者合計数 | 六百人未満 | 百分の二十以上 | 百分の二十未満 | 百分の十五以上百分の十五未満 | 百分の十以上百分の十未満 | 百分の二十以上百分の二十未満 | 百分の十五以上百分の十五未満 | 百分の十以上百分の十未満 | 百分の二十以上百分の二十未満 | 百分の十五以上百分の十五未満 | 百分の十以上百分の十未満 | 重度率 | 割合 |
|---------------|---------|---------|---------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 百分の二十以上百分の十未満 | 百分の百二十五 | 百分の百三十 | 百分の百五十 | 百分の二百 | 百分の五百 | 百分の二百 | 百分の一百五十 | 百分の一百三十 | 百分の二百 | 百分の五百 | 百分の十未満 | 百分の二十以上百分の二十未満 | 百分の十五以上百分の十五未満 |
| | | | | | | | | | | | | | |

(新設)

別表

| 地域区分 | 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地 | 千分の千百八 | 割合 |
|--------------|--|---------|----|
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる三級地 | 千分の千九十一 | 千分の千九十一 | |
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる四級地 | 千分の千七十二 | 千分の千七十二 | |
| | | | |
| 地域区分欄に掲げる五級地 | 千分の千六十一 | 千分の千六十一 | |
| | | | |
| (新設) | 地域区分欄に掲げる六級地 | 千分の千三十六 | |
| | | | |
| (新設) | 地域区分欄に掲げるその他 | 千分の千十八 | |
| | | | |
| (新設) | (新設) | (新設) | |

(新設)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|-------|-------|--|
| 四千二百人以上 | 満三千人以上四千二百人未満 | | | | | | | | | | 千八百人以上三千人未満 | | | | | | | | | |
| | 百分の五以上 | 百分の十未満 | 百分の十五未満 | 百分の二十未満 | 百分の二十五未満 | 百分の三十未満 | 百分の四十未満 | 百分的五十未満 | 百分的六十未満 | 百分的七十未満 | 百分的八十未満 | 百分的九十未満 | 百分的一百未満 | 百分的一百三十未満 | 百分的一百二十未満 | 百分的一百二十五未満 | 百分的一百三十未満 | | | |
| 百分の百五 | 百分の百十 | 百分的百十五 | 百分的百二十 | 百分的百三十 | 百分的百三十五 | 百分的百四十五 | 百分的百五十五 | 百分的百六十五 | 百分的百七十五 | 百分的百八十五 | 百分的百九十五 | 百分的二十 | 百分的三十 | 百分的四十 | 百分的五十 | 百分的六十 | 百分的七十 | 百分的八十 | 百分的九十 | |